平成２２年（フ）第５９８号
奈良市鶴舞東町１番49―208号
債務者　伊東　和江
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６３２号
奈良県生駒市松美台52番地25
債務者　川上　利加
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６３８号
奈良市富雄元町１丁目８番29―402号
債務者　長野ひろみ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６５１号
奈良県生駒市萩の台１丁目３番２―305号
債務者　山本　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６７５号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町78番地１
債務者　田中　奈々（旧姓峯）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３８０号
広島県福山市春日町５丁目５番４号　シティーハイツ広江202
債務者　三浦　雅弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７４６０号
大阪市北区長柄東１―５―21―1003、住民票上の住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―705号
債務者　新谷　康子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６４号
大阪府摂津市南千里丘３番９―201号
債務者　坂口　真紀
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５８号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―718号
債務者　清水　光二
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３４号
大阪市西成区玉出西１丁目４番29―304号
債務者　吉脇ルミ子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３０号
大阪市港区八幡屋２丁目14番11―504号
債務者　インテリア赤松こと　赤松　義行
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５２号
大阪府摂津市香露園27番16号
債務者　井上　幸一
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４６４号
大阪市西淀川区御幣島２丁目14番２―602号
債務者　白濵美央子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４８９号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―105号
債務者　古井　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５４１号
大阪府茨木市新郡山１丁目26番105号
債務者　田島マス子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７１号
大阪府高槻市牧田町14番81―401号
債務者　赤井　和男
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７２号
大阪府高槻市牧田町14番81―401号
債務者　赤井　京子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９０号
大阪市福島区大開１丁目11番20号
債務者　宮原明美こと　申　　明美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部